

○岡山県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規則

平成19年3月28日
広域連合規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく臨時的任用職員（以下「臨時職員」という。）の任用、給与、勤務時間等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 臨時職員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第1種臨時職員 2か月を超える期間を定めて任用される者をいう。
- (2) 第2種臨時職員 2か月以内の期間を定めて任用される者をいう。

(任用)

第3条 任用は、次の各号のいずれかに該当する場合に任用する。

- (1) 災害、その他重大な事故のため職員の職に欠員を生じ、法第17条第1項の規定により、職員を任命するまでの間に欠員としておくことができない緊急な場合
- (2) 臨時的任用を行おうとする日から、1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
- (3) 前2項に規定するもののほか、特に広域連合長が認めた場合

(任用期間)

第4条 任用期間は、次のとおりとする。

- (1) 第1種臨時職員 6か月以内とし、必要があるときは、6か月以内の期間で更新することができる。ただし、再度更新することはできない。
- (2) 第2種臨時職員 2か月以内とし、更新することはできない。

(任用手続)

第5条 課の長（以下「所属長」という。）は、所管する課において、臨時職員を任用する必要が生じた場合には、所定の臨時職員任用伺を総務課長を経て事務局長に提出するものとする。

2 事務局長は、臨時職員を任用しようとするときは、あらかじめ広域連合長の承認を得なければならない。

3 事務局長は、臨時職員の任用を決定したときは、任用する者に所定の臨時職員任用通知書を提示し、任用するものとする。

(任用期間の更新)

第6条 所属長は、第4条第1号の規定により任用期間の更新を必要とするときは、所定の臨時職員任用期間更新伺を総務課長を経て事務局長に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第2項を準用する。

(臨時職員の登録)

第7条 臨時職員の登録は、次の書類を提出させ、所定の登録台帳に登録する。

- (1) 履歴書

(2) 免許その他資格を要する場合においては、それらを証する書類

(勤務時間)

第8条 勤務時間は、その者の所属部署における岡山県後期高齢者医療広域連合一般職員の勤務時間と同様とする。

2 特に、事務局長が必要と認めた場合に限り、岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第8号）第7条に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務を行わせることができるものとする。

(有給休暇)

第9条 有給休暇は、10日を限度として、雇用期間4か月までは雇用1か月につき1日を、雇用5か月目以降は雇用1か月につき2日を付与するものとする。

(出勤、遅刻、早退等)

第10条 出勤、遅刻、早退等については、岡山県後期高齢者医療広域連合職員服務規程（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合訓令第5号）の規定を準用する。

(給料)

第11条 給料は、日額で計算し月ごとにまとめて支給するものとし、その額は、予算の範囲内において広域連合長が定める。

2 臨時職員が勤務しないときは、その期間における給料を支給しない。

(給料の減額)

第12条 前条第2項の期間が半日の場合は、2分の1の額を減額する。

2 前条第2項の期間が時間による場合は、その月で勤務しなかった全時間数に勤務1時間当たりの額を乗じて得た額を減額する。この場合において、算出された時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(1時間当たりの給料額)

第13条 勤務1時間当たりの給料額は、日額を勤務時間で除した額とし、端数は、10円未満を切り捨てる。

(手当の種類)

第14条 第1種臨時職員の手当の種類は、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当とし、手当の支給は、次のとおりとする。

(1) 通勤手当及び時間外勤務手当（前条で算出した額を基礎額とする。）は、岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第24号）及び岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例施行規則（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第22号。以下「給与規則」という。）の規定を準用する。

(2) 期末手当は、次のとおりとする。

ア 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して支給する。

イ 支給日は、給与規則で定める日とする。

ウ 支給割合は、日額に21日を乗じた額に6月に支給する場合については100分の60、12月に支給する場合については100分の120を乗じて得た額に勤務

期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

| 勤務期間 | 割合 |
|------------|----------|
| 5か月以上 | 100分の100 |
| 3か月以上5か月未満 | 100分の70 |
| 1か月以上3か月未満 | 100分の40 |
| 1か月未満 | 0 |

エ 勤務期間の計算は、その期間中における勤務をしなかった期間を除いて計算する。
(給与の支給日)

第15条 給与は、法令に特別の定めがある場合を除いて、月の1日から末日までの分(以下「計算期間」という。)を翌月の15日に支給する。

2 広域連合長が必要と認めるときは、前項に規定する計算期間、支給日を変更することができる。

(旅費)

第16条 公務のため旅行する場合、岡山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第12号)に規定する岡山県後期高齢者医療広域連合の職員の例による。

(保険等への加入)

第17条 第1種臨時職員は、その勤務条件が雇用保険法(昭和49年法律第116号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定める資格要件を満たす場合は、当該保険の被保険者となるものとする。

(災害補償)

第18条 臨時職員の公務又は通勤による災害補償については、労災保険等を優先し、該当しないものについては、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号)の定めるところによる。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月1日広域連合規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日広域連合規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

